

仕 様 書

1 品名・仕様等

項目	内容
品名	ガス焚き簡易ボイラー
製品規格	サムソン EB-160N
付属機器	・サムソン 水処理機器SS-1D ・薬注ポンプユニット CP-X-31C ※その他に必要な機器等があれば含む
その他	機器搬入据付・付属品取付け一式（配管・配線等、据付後の全体の正常運転に係るすべての機器・処理を含む）、試運転調整、既設品及び既設品に係る設備の撤去処分を行うこと

2 数量

1式

3 納入場所

安城産業文化公園デンパーク・ハム工房内

4 納入期限

平成26年8月26日（火）※全機器・設備の取替えはデンパーク休園日に行い、1日以内に完了・運転再開ができるようにすること。

5 一般事項

- （1）上記に伴う運搬、据付費用及び既設機器の撤去・処分費用（法定費用）等全ての諸費用を含む。
- （2）据付場所については、必要に応じて担当者立会いの上、事前に確認を行っておくこと。
- （3）納品日程については、事前に担当者と調整すること。
- （4）受注者は、据付・撤去にあたり、壁、天井、床等に破損の恐れがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。もし、破損、汚れ等があった場合は、速やかに担当者に報告し、担当者と協議のうえ受注者の責任において全て補修すること。
- （5）納品は担当者立会いの下で実施し、担当者の指示に従い、受注者の責任において試運転並びに調整を行い、納品（完了）検査を受けるものとする。
- （6）製品の欠陥等に起因する故障などについては、速やかに対処するとともに1年間の保証責任を負うものとする。
- （7）納品に伴い不用となる既設機器及び既設機器に係る設備の撤去・処分は、受

裏面あり

注者が責任をもって、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

- (8) 納品・撤去にあたり調理場内に立入る場合は、検便検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 0-157）を実施し、担当者にその結果証明書を提示すること。
- (9) 納品等に問題が生じた場合は、担当者との協議し、速やかに担当者の指示に従い対応すること。
- (10) その他、疑義が生じたときは、担当者との協議しその指示に従うこと。

【 問い合わせ先：安城市産業振興部農務課農政係 Tel: 71-2233（直通） 】